

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う前期授業料納付期限
並びに授業料及び入学料の減免申請期限の変更について

令和2年4月20日
京都府公立大学法人

〔 京都府立医科大学
京都府立大学 〕

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援として、京都府公立大学法人授業料等に関する規程等に基づき、下記のとおり前期授業料の納付期限並びに授業料及び入学料の減免申請期限の変更を実施します。

なお、家計が急変し収入が大きく減少した場合には、授業料等に係る徴収の猶予や減免の対象になる可能性がありますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

記

1 対象者

学部学生及び大学院生

2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
納 付 期 限	4月27日（月）	5月27日（水） ※新入生は当初から 5月27日（水）
減免申請期限	医大：4月10日（金） 府大：4月22日（水）	随 時 ※ただし、減免申請予定者は 5月中旬を目途に申請 （詳細は、別途通知） ※コロナウイルス感染症に係 る影響によるもの以外は、 医大：5月12日（火） 府大：5月21日（木）

3 連絡先

府立医科大学 学生課 電話：075-251-5225
府立大学 学務課 電話：075-703-5124